イ　代表者がやむを得ない事由により本件業務の遂行が不可能になった場合に備えて、共同事業体の構成員の中に、万一の場合の代表者の役割を代行する者を含むものとする。

ウ　参加に際しては、当該共同事業体の代表者及び他の構成員の役割、責任の分担、代表者の役割を代行する構成員並びに構成員が共同事業体の業務について連帯して責任を負う旨を明記した協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類と併せて提出すること。

エ　共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体として入札する場合には、以下の⑷及び⑸については、当該業務を実施する者が満たしているものとし、その他の要件については全ての構成員が満たしているものとする。

⑷　建築設備維持管理業務を担当する者は、次の基準を満たすこと。

ア　平成13年４月１日以降に同一の同種施設で１年を超える当該業務と類似する業務実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

同種施設

・建物用途：美術館等の用途に供するもの。美術館等とは、博物館、科学館、美術館、資料館、体験館等の常設展示を行う施設とする（展示ケースや書架のみの施設は除く。）

・建物規模：美術館等の延床面積が、6,000㎡以上であること。美術館等の面積とは当該用途に直接的かつ専用で使用している部分を指し、他の用途に供する部分と共用となっている部分は含まない。

イ　次に掲げる基準を満たす建築設備維持管理業務担当者を当該業務に配置できること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、建築設備維持管理業務担当者を決定できないことにより複数名の候補者をもって配置予定の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても以下に示す基準を満たしていなければならない。

平成13年４月１日以降に、同一の同種施設で当該業務に類似する業務において、１年を超える統括責任者の経験又は３年を超える担当者の経験を有する実績があること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

※　統括責任者とは本件業務の実施について全般を統括する者をいう。

ウ　建築設備維持管理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、少なくとも一者がア及びイを満たしていること。

⑸　運営支援業務を担当する者は次の基準を満たすこと。

２⑷ア～ウと同様とする。なお、「建築設備維持管理業務」は「運営支援業務」と読み替えることとする。

⑹　警備業務を担当する者は，次の基準を満たすこと。

次に掲げる基準１及び基準２を満たす者を配置できること。

基準１：警備責任者及び警備責任者不在の場合に代理となる者（以下「警備責任者等」という。）は、美術館での警備実績を１年以上有する者を配置すること。

基準２：配置する警備員（警備責任者等を含む）は勤続年数及び警備業務経験を２年以上有し、上級救命講習の修了証の交付を受けた者であって民間事業者が正規に雇用した者（正社員）を配置すること。

なお、正規に雇用した者（正社員）とは、給与が月給制である者をいう。

⑺　提案書に示した業務内容を契約期間満了までの間、確実に実行し完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは当該契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

⑻　当館が設置する官民競争入札等評価委員会の委員及びその者の属する事業者、実施要項の作成に直接関わった者及びその者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者でないこと。

⑼　実施要項に示す各業務の実施に当たり法令上必要な資格等を有している者、又は資格等を有している者を各業務の実施に当たらせることができる者であること。

ア　施設・設備管理
第３種電気主任技術者
２級ボイラー技士以上
建築物環境衛生管理技術者

イ　消防用設備保守
消防設備士
消防設備点検資格

ウ　自家発電設備等保守点検
自家用発電設備専門技術者

エ　自家用電気工作物測定試験
電気主任技術者

オ　電話交換機等保守
電気主任技術者又は当該保守に必要な工事担任者資格を有する者

カ　エレベータ保守
１級建築士若しくは２級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者

キ　会場管理業務
①　警備業法上の「認定取得」企業又は団体
②　当該業務の従事者は、警備業法などの関係法令に基づき必要な研修の履行等の条件を満たしていること

ク　警備業務
①　警備業法上の「認定取得」企業又は団体
②　警備責任者及び警備責任者不在の場合に代理となる者は、警備員指導教育責任者及び施設警備業務２級検定の合格証明書の交付を受けた者

⑽　暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者

⑾　法第15条により準用する法第10条各号（第11号を除く）に該当しないこと

３　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒102－8322 東京都千代田区北の丸公園３－１　東京国立近代美術館運営管理部会計担当係　東谷　憲　電話番号03－3214－2592

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成23年12月１日（木）午前10時　東京国立近代美術館本館４階会議室

⑶　現場説明会の日時及び場所　平成23年12月６日（火）午後２時　東京国立近代美術館本館４階会議室

⑷　入札参加表明書等受領期限　平成24年１月17日（火）午後６時

⑸　入札書等の受領期限　平成24年２月６日（月）午後６時

⑹　開札の日時及び場所　平成24年３月７日（水）午前11時　東京国立近代美術館本館４階会議室

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　免除

⑶　契約保証金　契約金額の10分の１を納付するものとする。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は入札参加表明書及び入札書等を３⑶及び⑷に示す期日までに提出しなければならない。入札者は、独立行政法人国立美術館分任契約担当役東京国立近代美術館長から当該書類について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他入札の条件に違反した者による入札は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　落札者の決定方法　本公告に示した入札書等を提出し、２の競争参加資格を全て満たす者であって、実施要項に定める評価方法において明らかにした要件のうち、必須とされた項目の要件を全て満たし、当館が作成した予